

第1 農地又は採草放牧地の権利移動関係（農地法第3条）

農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならない。（法第3条第1項）

1 許可を要する場合

- (1) 個人、農地所有適格法人、法第3条第3項の規定の適用を受けて許可を受けようとする法人がこれらの権利を取得する場合
- (2) 農業協同組合法第10条第2項の委託を受けることにより同項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会がこれらの権利を取得する場合
- (3) 農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合

2 許可基準（法第3条第2項各号）

次のいずれかに該当する場合には許可をすることができない。

(1) 法第3条第2項第1号

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作等の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者が耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められない場合

【判断基準】

法第3条第2項第1号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- ① 「耕作等の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第3条第1項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等（以下「権利取得者等」という。）が既に同号に掲げる権利を有している農地等をいう。

この場合において、権利取得者等が既に所有し、又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であって、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されているものは、第一義的には、当該他の者が耕作等の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が「耕作等の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれない。

ただし、農地が適切に耕作されていない、農地の賃借料の滞納が継続しているその他の事情により、権利取得者等が、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等の返還を受けて、自ら耕作等の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、当該他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定したまま、他の農地等について法第3条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとするときは、「全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う」とは認められないものとする。

また、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されている農地等は、これらの権利が耕作等の事業に供することを目的として設定されるものではないため、当該農地等について正当な権原に基づき耕作等の事業に供することができる者及びその世帯員等が「耕作等の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に該当する。

なお、法第32条第1項各号に該当する農地（遊休農地等）の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者、法第51条第1項各号（違反転用地等）に該当する者については、耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められないことは当然である。

【具体事例】

第三者へ賃貸している農地があり、当該第三者が耕作するよりも所有者自らが耕作したほうが効率的に利用されることが見込まれ、かつ、返還等について特段の支障がない場合は、耕作等の事業に供すべき農地等の全てについて効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合に該当する。

② 「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する。

この場合において、権利取得者等の経営規模、作付作目等を踏まえ、次の要素等を総合的に勘案する。

ア 機械

権利取得者等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

イ 労働力

農作業等に従事する権利取得者等の人数のみではなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

ウ 技術

権利取得者等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、権利取得者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

なお、通作距離の基準は10km又は車で30分以内を目安とするが、権利取得者等の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。

また、権利取得者等が許可の申請の際現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地等のうちに、生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いものその他のその地域における標準的な農業経営を行う者が耕作等の事業に供することが困難なものが含まれている場合には、当該農地等について、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については、法第32条第1項各号に掲げる農地には該当せず、当該農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行っているとして認められるものとする。

③ ②の判断に当たっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、いたずらに厳しく運用し、排他的な取扱いをしないよう留意する。例えば、「新規就農者について、農業高校を卒業しても研修を受けなければ必要な技術が確保されていると認めない」とすること、「まずは農地等を借りて実績を作らなければ所有権の取得は認めない」とすること等の硬直的な運用は、厳に慎むべきである。

また、農地等についての賃貸借等の取得については、絶対的な管理・処分権限がある所有権の取得と異なり、仮に不適正な利用があった場合においても、契約の解除等により農地等を所有者に戻すことができること等を踏まえ、特に農地等を利用する者の確保・拡大を図ることを旨として取り扱うことが重要である。

なお、耕作等の事業以外の土地を利用した事業を行っている者については審査を

特に厳正に行わなければならないことは言うまでもない。

- ④ 一般に、耕作等の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地等につき当該事業を行う者又はその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合には、当該農地等は所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の法第3条第2項第1号の「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧」に該当する。

この場合において、当該農地等で耕作等の事業を行う者が第三者に対抗することができる権利に基づいてその事業を行っているときであっても、許可の申請の時ににおける所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作等の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、ア及びイに該当する場合には不許可の例外となる。

ア 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。

イ その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作等の事業に供することが可能となる時期が明らかであり、可能となった場合において、これらの者が耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

ア及びイの判断については、「許可の申請の時ににおける所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所有等しているもので判断する。

また、イについて判断する際には、所有権以外の権原に基づいて耕作等の事業を行う者に対し、当該農地等での耕作等の事業の継続の意向を確認するものとする。

なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作等の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から1年以上先である場合には所有権の取得を認めないことが適当である。

ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作等の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする。

【不許可の例外事項】 ※ 主なもの

- ① 権利を取得しようとする法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合（令第2条第1項第1号イ）
 - ② 地方公共団体（都道府県を除く。）が公用又は公共用に供すると認められる場合（同項第1号ロ）
 - ③ 非営利法人（学校法人、医療法人、社会福祉法人等）が業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合（同項第1号ハ）
- (2) 法第3条第2項第2号
農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合

【判断基準】

- ① 法第3条第2項第2号に該当するかの判断に当たっては、農地等について同項第1号に掲げる権利を取得しようとする法人が許可の申請の時点に法第2条第3項各号に掲げる農地所有適格法人要件を満たしていても、農地等の権利の取得後に要件

を満し得ないと認められる場合には、許可することができないものとする。

この場合において、例えば、その他事業の種類や規模等からみて、その他事業の売上高見込みが不当に低く評価されていると認められるなど、事業計画が不適切と認められる場合には、その法人に書類の補正等を行わせ、信頼性のある計画に改めさせる等の指導を行うものとする。

- ② 法人の設立手続中に農地等の現物出資を受ける場合には、当該法人が法第3条第1項の許可を得ることが必要であるが、その場合には、その設立しようとする法人が法第2条第3項各号に掲げる農地所有適格法人要件を満し得ると認められ、かつ、定款を作成している場合には、設立登記前であっても、農地所有適格法人として取り扱うものとする。

なお、この場合の許可申請書には、定款に定めがあるか、又は株主総会若しくは社員総会で選任された理事、取締役その他の代表者の署名を求めるものとする。

【不許可の例外事項】 ※ 主なもの

- ① (1)の例外事項に該当する場合（令第2条第1項第2号に掲げる事由を除く）
② 農業協同組合等が構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合（令第2条第2項第1号）

- (3) 法第3条第2項第3号
信託の引受により権利が取得される場合

- (4) 法第3条第2項第4号
権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等が取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

【判断基準】

法第3条第2項第4号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- ① 「耕作等の事業に必要な農作業」とは、当該地域における農業経営の実態からみて通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められる農作業をいう。したがって、当該地域において農業協同組合その他の共同組織が主体となって処理することが一般的となっている農作業はこれに含まれないものとする。
② 権利取得者等の農地等についての法第3条第2項第1号に掲げる権利の取得後におけるその経営に係る農作業に従事する日数が年間150日以上である場合には「農作業に常時従事する」と認めるものとする。

また、当該農作業に要する日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとする。

このことは、当該農作業を短期間に集中的に処理しなければならない時期において不足する労働力を権利取得者等以外の者に依存していても同様である。

【不許可の例外事項】

- (2)の例外事項に該当する場合

- (5) 法第3条第2項第5号
所有権以外の権限に基づいて耕作している農地等を転貸又は賃入しようとする場合

【判断基準】

法第3条第2項第5号の「水田裏作」に関する規定は、表作における稲を栽培する

ことによる収益よりも裏作における稲以外の作物を栽培することによる収益の方が高い場合であっても適用する。

【不許可の例外事項】 ※ 主なもの

- ① 耕作等の事業を行う者又はその世帯員等の死亡等一時的に耕作できない特段の事情により一時貸付する場合（法第3条第2項第5号括弧書）
- ② 世帯員等に貸付する場合（同号括弧書）
- ③ 水田裏作目的に貸付する場合（同号括弧書）

(6) 法第3条第2項第6号

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作等の事業の内容並びに農地等の位置及び規模からみて、農地等の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

【判断基準】

農業は周辺の自然環境等の影響を受けやすく、地域や集落で一体となって取り組まれていることも多い。このため、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、許可をすることができないものとされている。

法第3条第2項第6号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- ① 「周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」とは、例えば、
 - ア 既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
 - イ 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得
 - ウ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
 - エ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得
 - オ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で貸借借契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得等のほか、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得等が該当する。

(略)

3 農地所有適格法人以外の法人及び農作業に常時従事しない個人に対する貸借の許可要件等について（法第3条第3項関係）

農地等についての権利取得は法第3条第2項が基本であり、同条第3項は、使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合に限って例外的な取扱いができることとなって

いる。

これは、使用貸借による権利又は賃借権については、不適正な利用があった場合において契約の解除等により所有者に農地等を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権限を持つところであり、それぞれの権利の性質の違いに応じて取り扱うものとされている。

(1) 許可要件（法第3条第3項各号）

- ① 農地を適正に利用していない場合に賃貸借等を解除する旨の条件が書面による契約において付されていること。（第1号）
- ② 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。（第2号）
- ③ 法人の場合、業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人（（3）において「業務執行役員等」という。）のうち、一人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。（第3号）

【判断基準】

ア 第2号の「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいう。

これらについて、例えば、農地等について使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする者は、確約書を提出すること、農業委員会と協定を結ぶこと等が考えられる。

また、「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、定款の記載事項、機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいう。

イ 第3号の「業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員又は当該使用人のうち、一人以上の者が、その法人の行う耕作等の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていることをいう。

また、則第18条の2の「法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。

権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行う。

(略)

4 許可申請手続

(1) 申請

農地等について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者とその権利を譲渡しようとする者が連名で申請をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、権利を取得しようとする者の単独にて申請することができる。（規則第10条第1項）

- ① 強制競売，担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。），公売，遺贈その他の単独行為による場合
 - ② 判決が確定した場合
 - ③ 裁判上の和解若しくは請求の認諾があった場合
 - ④ 民事調停法により調停が成立した場合
 - ⑤ 家事事件手続法により審判が確定し，若しくは調停が成立した場合
- (2) 申請書の様式は，様式第2号とする。
- (3) 申請書は，2部作成し，農業委員会へ提出する。
- (4) 添付書類
別表1のとおり。

(略)

6 農地所有適格法人が農地等の権利を取得する場合

(1) 定義

農地所有適格法人とは，次の全ての要件を満たしているものをいう。

① 法人形態

農事組合法人，株式会社（公開会社〔注1〕でないものに限る。）又は持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社の総称をいう。）のいずれかであること。（廃止前の有限会社法の規定による有限会社であって会社法の施行の際，現に在する有限会社を含む。）（法第2条第3項本文）

② 事業要件

その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業を含む。）〔注2〕であること。（法第2条第3項第1号）

なお，「農業に関連する事業」として行うことができる事業は，次のとおりとする。（法第2条第3項第1号，規則第2条第1項）

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵，運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営等

カ 農業と併せ行う林業

キ 農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業

③ 議決権要件

その法人が，株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を，持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数に社員総数の過半を占めているものであること。

ア 次のいずれかによりその法人に農地等を提供した者

ア) その法人に農地等の所有権若しくは使用収益権（地上権，永小作権，使用貸借による権利又は賃借権をいう。）を移転した個人（その法人の株主又は社員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち，その移転後6箇月以内に株主又は社員となり引き続き株主又は社員となっている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人

イ) その法人に農地等の使用収益権を設定させている個人

- ウ) その法人に農地等の所有権移転又は使用収益権の設定・移転に関し法第3条第1項の許可を申請している個人
 - エ) その法人に農地等について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）に当該農地等について、使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人
 - イ) その法人の行う農業に常時従事する者

なお、「常時従事する者」には、病気等の特別な事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者でその事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及びその法人の構成員となった日の翌日から起算して6箇月以内にその法人の事業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。

また、常時従事者とは次のいずれかに該当する者をいう。（規則第9条）

 - ア) その法人の行う農業に年間150日以上従事すること。
 - イ) その法人の行う農業に従事する日数が年間150日に満たない者にあつては、次の算式により算出される日数（その日数が60日未満のときは、60日）以上であること。

$$L / N \times 2 / 3$$

L = その法人の行う農業に必要な年間総労働日数
N = その法人の構成員数
 - ウ) その法人の行う農業に従事する日数が年間60日に満たない者にあつては、その法人に農地等を提供した者であつて、かつイ)又は次の算式により算出される日数のいずれか大である日数以上であること。

$$L \times a / A$$

L = その法人の行う農業に必要な年間総労働日数
a = 当該構成員がその法人に提供している農地等の面積
A = その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地等の面積
- ウ) その法人に農作業（農産物を生産するために必要となる基幹的な作業）の委託を行っている個人
- エ) その法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構
- オ) 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

④ 業務執行役員要件

その法人の常時従事者たる構成員（農事組合法人にあつては組合員，株式会社にあつては株主，持分会社にあつては社員）が理事等（農事組合法人にあつては理事，株式会社にあつては取締役，持分会社にあつては業務執行権を有する社員）の数の過半〔注3〕を占めていること。

⑤ 農作業従事要件

その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者に限る。）のうち、1人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業〔注4〕に年間60日（理事等又は使用人がその法人の行う農業に年間従事する日数の1/2を越える日数のうち最も少ない日数が60日未満のときは、その日数）以上従事すると認められること。（法第2条第3項第4号，規則第8条）

なお、農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者をいう。〔注5〕

(2) 用語の説明

[注1] 株式会社にあつては、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている場合に限る。

[注2] 「主たる事業が農業」であるかどうかは、その判断の日を含む事業年度前の直近する3か年（異常気象等により農業の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する3か年）におけるその農業に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかどうかによる。なお、法人の行う事業が、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものである場合は、「農業に関連する事業」に該当する。例えば、「農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工」とは、りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他から購入したりんごを原料として、りんごジュースの製造を行う場合、野菜を生産する法人が、料理の提供、弁当の販売若しくは宅配又は給食の実施のため、自己の生産した野菜に加え、他から購入した米、豚肉、魚等を材料として使用して製造又は加工を行う場合等であり、「農畜産物の貯蔵、運搬又は販売」とは、りんごの生産を行う法人が、自己の生産したりんごに加え、他の農家等が生産したりんごの貯蔵、運搬又は販売を行う場合等であり、「農業生産に必要な資材の製造」とは、法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等であり、「農作業の受託」とは、水稻作を行う法人が自己の水稻の刈取りに加え、他の農家等の水稻の刈取りの作業の受託を行う場合等であり、「農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設」とは、観光農園や市民農園（農園利用方式によるものに限る。）等主として都市の住民による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等であり、また、「必要な役務の提供」とは、これらの施設において行われる各種サービスの提供を行うことである。都市の住民等による農作業は、法人の行う農業と一時的な関連を有する必要があることから、その法人の行う農業に必要な農作業について行われる必要がある。

[注3] 「理事等の数の過半」とは、理事等の定数の過半ではなく、その実数の過半をいう。

[注4] 「その法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病害虫防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取換え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、農業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業に含まれない。

[注5] 「法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。

権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかかなものに限る。）等で行う。

(3) 許可申請手続

- ① 5の許可申請手続による。
- ② 添付書類

- 別表1によるほか、「その他参考となる書類」として次の書類を添付する。
- ア 農事組合法人，株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
 - イ 法人がその他事業を実施する場合には，損益計算書の写し
 - ウ 定款変更がある場合には，議事録の写し

(4) 農業委員会への定期報告

- ① 農地所有適格法人は，毎事業年度の終了後3箇月以内に，現に所有する農地等（その法人が権利を取得した時に農地等以外の土地であつたもの又は農地法の一部を改正する法律施行日以前から権利を有している土地を除く。），又はその法人以外の者が所有する農地等（法第3条第3項の規定を受けて同条第1項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は貸借に係るものを除く。）をその法人の耕作等の事業に供しているものの所在地を管轄する農業委員会（該当する農業委員会が複数ある場合には，その複数の農業委員会）に報告書を提出しなければならない。農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合（農地所有適格法人が合併により解散し，又は分割をした場合において，当該合併によって設立し，若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によって当該農地等について権利を承継した法人が農地所有適格法人でない場合を含む。）における法人及びその一般承継人についても同様とする。（法第6条第1項，規則第58条）
- ② 報告書の様式は，様式第6号とする。
- ③ 添付書類（規則第58条第2項）
 - ア 定款の写し
 - イ 農事組合法人，株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
 - ウ 承認会社が構成員となっている場合には，その構成員が承認会社であることを証する書面又はその構成員の株主名簿の写し
 - エ その他参考となる書類（損益計算書の写し，出勤記録の写し，議事録の写し等を必要に応じて添付）

(略)

(別表1) 法第3条許可申請書添付書類

添付書類		申請区分																		
		申請地の登記事項証明書	契約書の写(※但し権利設定の場合のみ)	譲受人の住民票謄本	耕作証明書(申請者が他の市町村に居住する場合)	戸籍全部事項証明書	法人登記事項証明書(履歴事項証明に限る)	定款又は寄付行為	申請書添付書類(様式第1号の3)	受託規定	入札調書等	公正証書	判決書	和解調書等	調停調書	家事事件審判書等	所有者の同意書(様式第13号)	申請地の位置図	申請地の現況写真	その他参考となる書類
申請主体区分	個人	未成年者	○	○	○	○	○		○									○	○	○
		上記以外の者	○	○	○	○			○									○	○	○
	法人	農地所有適格法人	○	○				○	○	○								○	○	○
		農業協同組合(農業経営委託)	○	○				○	○	○	○							○	○	○
		その他の法人	○	○				○	○	○								○	○	○
申請形態区分	譲受人の単独申請が可能	強制競売, 競売又は公売	○		○	○			○		○							○	○	○
		遺贈(相続人でない時)	○			○	○		○			○						○	○	○
		判決の確定	○	○					○				○					○	○	○
		裁判上の和解・請求認諾	○	○					○					○				○	○	○
		民事調停法による調停成立	○	○					○						○			○	○	○
	家事事件手続法による審判確定・調停成立	○	○					○							○		○	○	○	
賃借地	賃借権譲渡	○		○	○			○								○	○	○	○	

- ※1 農地所有適格法人は、その他参考となる書類として、「農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)」を添付すること。
- ※2 その他の法人については、法第3条第2項各号の例外規定に該当するかどうかを確認するために、必要に応じてその他参考となる書類を提出させること。
- ※3 法第3条第3項に基づく申請については、様式1号の3の「Ⅱ使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」を提出させること。